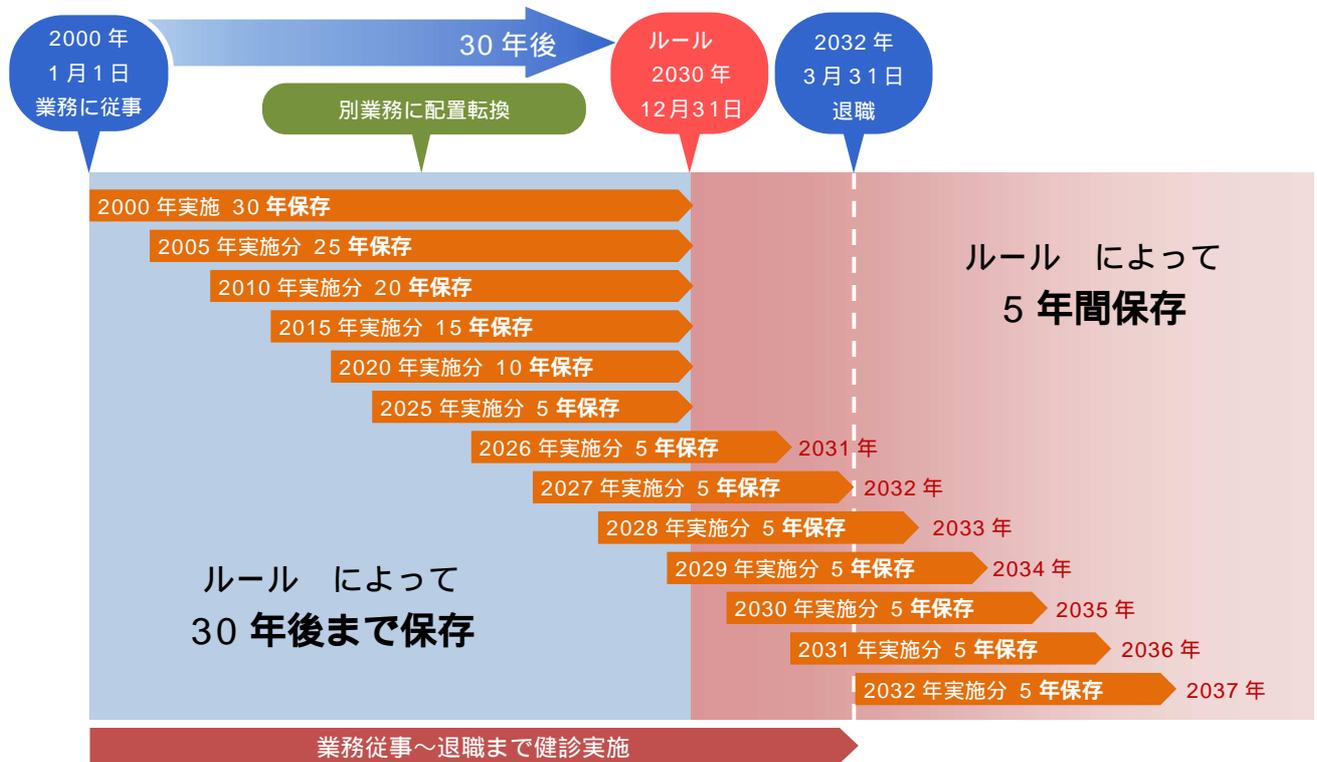


長期保存が必要な健康診断結果等の取扱いについて

特別管理物質の健康診断結果 (特定化学物質障害予防規則第40条、昭和50.10.1日付基発第573号)

次の2つのルールによって保存期間を算定します。

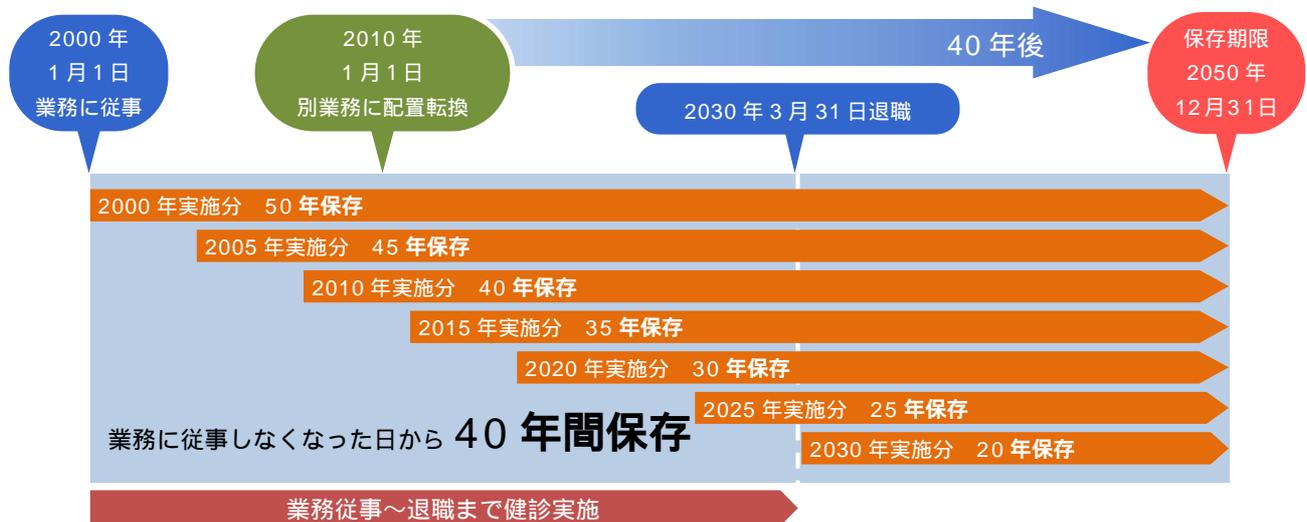
業務に従事した日を起算日として、**30年間保存**する。
の期間を過ぎた後も、**5年間**は保存する。



石綿等の健康診断結果 (石綿障害予防規則第41条)

次のルールによって保存期間を算定します。

業務に従事しなくなった日を起算日として、**40年間保存**する。



- 作業環境測定結果や、作業の記録等の保存期間についても上記と同様になりますので留意してください。
- このリーフレットに示した保存期間は、法令で義務付けられる最低の期間です。これを上回る期間保存しても差し支えありません。

関係条文等抜粋

特定化学物質障害予防規則

第 40 条 (健康診断の結果の記録)

事業者は、前条第一項から第三項までの健康診断(法第六十六条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「特定化学物質健康診断」という。)の結果に基づき、特定化学物質健康診断個人票(様式第二号)を作成し、これを五年間保存しなければならない。

- 2 事業者は、特定化学物質健康診断個人票のうち、特別管理物質を製造し、又は取り扱う業務(クロム酸等を取り扱う業務にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う業務に限る。)に常時従事し、又は従事した労働者に係る特定化学物質健康診断個人票については、これを三十年間保存するものとする。

従来、保存期間を五年間とされていた健康診断個人票のうち、特別管理物質に係る健康診断個人票についてはこれを三〇年間保存するものとし、保存期間の算定は、各個人ごとに当該事業場において特別管理物質に係る業務に常時従事することとなった日から行うとしたこと。

なお、当該事業場において当該業務に常時従事することとなった日から三〇年間を経た労働者についても第一項により五年間は健康診断個人票を保存しなければならないものであること。

(昭五〇・一〇・一 基発第五七三号)

第 36 条 (測定及びその記録)

- 2 事業者は、前項の規定による測定を行つたときは、その都度次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

1 測定日時 2 測定方法 3 測定箇所 4 測定条件 5 測定結果 6 測定を実施した者の氏名
7 測定結果に基づいて当該物質による労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要

- 3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号 1、2 若しくは 4 から 7 までに掲げる物又は同表第二号 3 の 2 から 6 まで、8、11 の 2、12、13 の 2 から 15 まで、18 の 2 から 19 の 5 まで、22 の 2 から 22 の 5 まで、23 の 2、24、26、27 の 2、29、30、31 の 2、32 若しくは 33 の 2 に掲げる物に係る測定の記録並びに同号 11 若しくは 21 に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」という。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号 11 又は 21 に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

第 38 条の 4 (作業の記録)

事業者は、特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存するものとする。

- 1 労働者の氏名
- 2 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- 3 特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

石綿障害予防規則

第 41 条 (健康診断の結果の記録)

事業者は、前条各項の健康診断(法第六十六条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「石綿健康診断」という。)の結果に基づき、石綿健康診断個人票(様式第二号)を作成し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該業務に従事しないこととなった日から四十年間保存しなければならない。

第 36 条 (測定及びその記録)

- 2 事業者は、前項の規定による測定を行つたときは、その都度次の事項を記録し、これを四十年間保存しなければならない。

1 測定日時 2 測定方法 3 測定箇所 4 測定条件 5 測定結果 6 測定を実施した者の氏名
7 測定結果に基づいて当該石綿による労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要

第 35 条 (作業の記録)

事業者は、石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。

- 1 労働者の氏名
- 2 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に従事した労働者にあつては、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- 3 石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業(前号の作業を除く。以下この号において「周辺作業」という。)に従事した労働者(以下この号において「周辺作業従事者」という。)にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間
- 4 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要